



埼玉県発行

目次

訓令

○埼玉県みどりと川の再生推進本部設置規程の一部を改正する訓令 (みどり再生課)

告示

○特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告 (西部振興)

○地籍調査の成果の認証 (土地水政課)

○大規模小売店舗の変更に関する告示 (商業支援課)

○ヨ一ネ病患畜の発生 (畜産安全課)

○保安林の指定予定 (森づくり課)

○手子林第二土地改良区の解散認可 (農村整備課)

○幸手都市計画事業鷲宮町西大輪特定土地区画整理事業の事業計画の変更認可 (市街地整備課)

○上尾都市計画事業伊奈特定土地区画整理事業保留地の一般競争入札による処分公告 (伊奈新都市建設事務所)

○県道川越栗橋線の区域の変更 (北本県土)

○県道さいたま鴻巣線の区域の変更 (秩父県土)

○一般国道百四十号の供用の開始 (秩父県土)

○開発行為に関する工事の完了公告 (川越建築安全センター)

○川越建築安全センター (川越建築安全センター)

○熊谷建築安全センター (熊谷建築安全センター)

○埼玉県教育委員会定例会の招集 (教委・総務課)

訓令

埼玉県 訓令第二号
埼玉県教育委員会

本庁
地域機関
埼玉県教育局
県立教育機関

埼玉県みどりと川の再生推進本部設置規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
平成二十一年十月二日

埼玉県知事 上田清司
埼玉県教育委員会委員長 松居和

埼玉県みどりと川の再生推進本部設置規程の一部を改正する訓令

埼玉県みどりと川の再生推進本部設置規程(平成二十年 埼玉 訓令第 一号)の一部を次のように改正する。
別表第一中「都市整備部長」の下に「総合調整幹(本部長が指定するものに限る。)」を加える。

附則
この訓令は、公布の日から施行する。

告示

埼玉県告示第千三百八号

特定非営利活動促進法(平成十年法律 第七号)第二十五条第四項の規定により定款の変更の認証を受けようとする特定 非営利活動法人から、次のとおり申請書 が提出されたので、同条第五項において 準用する同法第十条第二項の規定により 公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二週間、県民生活部NPO活動推進課及び埼玉県西部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法(埼玉県NPO情報ステーション(<http://www.saitamaken-npo.net/>))により縦覧に供する。

平成二十一年十月二日
埼玉県知事 上田清司
申請のあった年月日
平成二十一年九月二十四日

- 二 特定非営利活動法人の名称
NPO法人西川・森の市場
- 三 代表者の氏名
井上 淳治
- 四 主たる事務所の所在地
埼玉県飯能市大字白子百五十七番地
- 一 定款に記載された目的
この法人は、時代が求める良質な西川材を提供し、西川の森と直接結ばれた家づくりをサポートすることによって、地域の財産・西川の森を守ることとを目的とする。

埼玉県告示第千三百九号

小鹿野町における地籍調査の成果を、国土調査法(昭和二十六年法律第百八十号)第十九条第二項の規定により国土調査の成果として認証したので、同条第四項の規定により次のとおり公告する。

平成二十一年十月二日

埼玉県知事 上田清司

調査を行った者の名称	調査を行った時期	成果の名称	調査を行った地区	認証年月日
小鹿野町	平成十九年度 平成二十年度	地籍図 地籍簿 十六枚 一冊	長留十四地区(大字長留の一部)	平成二十一年 九月二十九日
小鹿野町	平成十九年度 平成二十年度	地籍図 地籍簿 三十八枚 一冊	長留十五地区(大字長留の一部)	平成二十一年 九月二十九日

埼玉県告示第千三百十号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定による届

出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十一年十月二日

埼玉県知事 上田清司

- 一 届出の概要等
 - イ 大規模小売店舗の名称及び所在地
ザ・プライス西川口店
川口市西川口二の三の五
 - ロ 変更の概要
大規模小売店舗の名称
(変更前) 株式会社イトーヨーカ堂西川口店
(変更後) ザ・プライス西川口店
大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所
(変更前) 株式会社イトーヨーカ堂 代表取締役 亀井 淳
東京都千代田区二番町八の外 十社
(変更後) 株式会社イトーヨーカ堂 代表取締役 亀井 淳
東京都千代田区二番町八の外 八社
- ハ 変更年月日
平成二十一年三月二十六日
- 二 届出年月日
平成二十一年九月二日
- 三 縦覧期間
平成二十一年十月二日から平成二十二年二月二日まで
- 三 縦覧場所
埼玉県産業労働部商業支援課
埼玉県南部地域振興センター
- 四 意見書の提出
大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べる事ができる。
意見書提出期間
平成二十一年十月二日から平成二十二年二月二日まで

ロ 意見書提出先
埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県告示第千三百一十一号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十一年十月二日

埼玉県知事 上田清司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

オーケー川口末広店

川口市末広二丁目十七番十一号

ロ 変更の概要

大規模小売店舗の名称及び所在地

(変更前) (仮称) フォーシーズンビル(仮称) オーケー川口末広店

川口市末広二丁目八百七十七番四 他

(変更後) フォーシーズンビル(オーケー川口末広店)

川口市末広二丁目十七番十一号

ハ 変更年月日

平成二十一年九月七日

ニ 届出年月日

平成二十一年九月七日

三 縦覧期間

平成二十一年十月二日から平成二十二年二月二日まで

四 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県南部地域振興センター

五 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺

の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べる事ができる。

イ 意見書提出期間

平成二十一年十月二日から平成二十二年二月二日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県告示第千三百一十二号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十一年十月二日

埼玉県知事 上田清司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

三井アウトレットパーク入間、コストコホールセール入間倉庫店

入間市宮寺三千百六十九 外

ロ 変更の概要

大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

(変更前) コストコホールセールジャパン株式会社

代表取締役 マイク シネガル

(変更後) コストコホールセールジャパン株式会社

代表取締役 ケン テリオ

大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

(変更前) コストコホールセールジャパン株式会社

代表取締役 マイク シネガル

神奈川県川崎市川崎区池上新町三丁目一番四号 外百八十六社

(変更後) コストコホールセールジャパン株式会社

代表取締役 ケン テリオ

神奈川県川崎市川崎区池上新町三丁目一番四号 外百八十六社

ハ 変更年月日

平成二十一年八月八日 他

二 届出年月日

平成二十一年九月十日

二 縦覧期間

平成二十一年十月二日から平成二十二年二月二日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県西部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十一年十月二日から平成二十二年二月二日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県告示第千三百十三号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十一年十月二日

埼玉県知事 上田 清 司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ザ・プライス蔵店

蔵市塚越一丁目十番三号 外

ロ 変更の概要

大規模小売店舗の名称

(変更前) 株式会社イトーヨーカ堂蔵店

(変更後) ザ・プライス蔵店

大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

(変更前) 株式会社イトーヨーカ堂 代表取締役 亀井 淳

東京都千代田区二番町八の八 外 四社

(変更後) 株式会社イトーヨーカ堂 代表取締役 亀井 淳

東京都千代田区二番町八の八 外 四社

ハ 変更年月日

平成二十一年四月十七日

二 届出年月日

平成二十一年九月二十四日

二 縦覧期間

平成二十一年十月二日から平成二十二年二月二日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県南部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十一年十月二日から平成二十二年二月二日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県告示第千三百十四号

家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第百六十六号)第十三条第一項の規定により次のとおり患畜等について届出があったので、同条第四項の規定により公示する。

平成二十一年十月二日

埼玉県知事 上田 清 司

牛	伝染病及び家畜の種類	患畜及び疑似患畜の区分	頭数及び群数	発生場所又は区域	発生年月日	処置
ヨ一ネ病	患畜	頭数及び群数	一頭	上尾市	平成二十一年九月二十四日	殺処分

埼玉県告示第千三百十五号

次のように保安林の指定をする予定であるから、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の二第一項の規定により告示する。

平成二十一年十月二日

埼玉県知事 上田清司

一 指定予定保安林の所在場所

秩父郡長瀬町大字長瀬字奈良沢一八九〇の一、字住場一九一九の一、一九一九の二

二 指定の目的

公衆の保健

三 指定施業要件

イ 立木の伐採方法

- (一) 主伐に係る伐採種は定めない。
- (二) 主伐として伐採することができ
る立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

ロ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を埼玉県庁及び長瀬町役場に備え置いて縦覧に供する。

埼玉県告示第千三百十六号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第六十七条第二項の規定により、次の土地改良区の解散を平成二十一年九月二十五日認可した。

平成二十一年十月二日

埼玉県知事 上田清司

一 名称

手子林第二土地改良区

二 事務所所在地

羽生市

埼玉県告示第千三百十七号

土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)第三十九条第一項の規定により、土地区画整理組合の事業計画の変更を認可したので、次のとおり公告する。

平成二十一年十月二日

埼玉県知事 上田清司

一 組合の名称

鷲宮町西大輪特定土地区画整理組合

二 事業施行期間

昭和五十八年二月四日から平成二十二年三月三十一日まで

三 施行地区

鷲宮町大字西大輪字水口、字原、字杉内、字下出、字宿、字外野前、字川原、字古川の各一部

鷲宮町大字東大輪字新道、字明德、字中島、字浅間下の各一部

鷲宮町大字外野字中島、字前、字深田の各一部

四 事務所所在地

北葛飾郡鷲宮町桜田一丁目四番四

五 設立認可の年月日

昭和五十八年二月四日

六 変更認可の年月日

平成二十一年十月二日

埼玉県告示第千三百十八号

上尾都市計画事業伊奈特定土地区画整理事業保留地処分規程(平成十八年埼玉県告示第八百二二号)第一条の規定により、一般競争入札による保留地の処分について、次のとおり公告する。

平成二十一年十月二日

埼玉県知事 上田清司

一 保留地の位置、地積及び予定価格
イ 入札物件番号一

(1) 位置

伊奈特定土地区画整理事業二百六十街区三画地(北足立郡伊奈町大字小針内宿千二百九十七番地二)

(2) 地積

四百五十九・八一平方メートル

(3) 予定価格

千七百五十一万八千七百六十一円

ロ 入札物件番号二

(1) 位置

伊奈特定土地区画整理事業二百六十街区九画地(北足立郡伊奈町大字小針内宿千三百十四番地外)

(2) 地積

三百五・〇〇平方メートル

(3) 予定価格

千六百八十九万七千円

二 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれかに該当する者は、入札に参加することができない。

イ 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ない者

ロ 入札の公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

ハ 会社更生法(平成十四年法律第五十四号)第十七条の規定による更正手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成十一年法律第二百二十五号)第二十一条の規定による再生手続開始の申立てがな

れている者

二 次の(1)から(3)までのいずれかに該当し、その事実があつた後二年を経過していない者

(1) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者

(2) 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者

(3) (1)又は(2)のいずれかに該当する事実があつた後二年を経過していない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

ホ 埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱(平成二十一年三月三十一日付け入審第五百十三号)に基づく入札参加停止措置を受けている者

ヘ 埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱(平成二十一年四月一日付け入審第九十七号)に基づく入札参加除外措置を受けている者
ト 都道府県税(都道府県民税、法人

都道府県民税、法人事業税又は個人

事業税)の滞納がある者

チ 上尾都市計画事業伊奈特定土地区画整理事業保留地処分規程で定める方法により契約代金を支払うことができない者

三 入札参加申込み受付の期間及び場所

イ 期間

平成二十一年十月十九日(月)から同月二十三日(金)まで

午前九時から正午まで及び午後一時から五時まで

ロ 場所

北足立郡伊奈町大字小室九千四百

五十四番地一 埼玉県伊奈新都市建設事務所

四 入札及び開札の日時及び場所

イ 日時

(1) 入札物件番号一

平成二十一年十一月十三日

(金) 午前十時

(2) 入札物件番号二

平成二十一年十一月十三日

(金) 午前十時三十分

ロ 場所

北足立郡伊奈町大字小室九千四百

五十四番地一 埼玉県伊奈新都市建設事務所二階会議室

五 入札保証金

入札参加者の見積もる入札金額の百分の五以上の額(入札参加資格審査後

郵送される納付書兼領収書により納付すること。)

六 入札の無効

次のイからリまでのいずれかに該当する入札は、無効とする。

イ 入札者の押印のない入札書によるもの

ロ 記載事項を訂正した場合において、その箇所に押印のない入札書によるもの

ハ 押印された印影が明らかでない入札書によるもの

ニ 入札に参加する資格のない者がしたもの

ホ 記載すべき事項の記入のない入札書又は記入した事項が明らかでない入札書によるもの

へ 入札保証金を納付しない者又は納付した入札保証金の額が所定の率に

よる額に達しない者がしたもの

ト 代理人で委任状を提出しない者がしたもの

チ 他の入札者の代理を兼ねた者がしたもの

リ 二以上の入札書を提出した者がしたもの又は二以上の者の代理をした者がしたもの

七 落札者の決定方法

落札者は、埼玉県が定めた予定価格以上の価格で最高の価格をもって入札した者とする。

八 その他

イ 入札参加要領及び入札参加申込書は、埼玉県伊奈新都市建設事務所において配布する。

なお、郵送を希望する者は、事務所に電話で請求すること。

ロ 入札に関し不明な点は、埼玉県伊奈新都市建設事務所(電話〇四八―七二二―一一七五)に問い合わせること。

埼玉県北本県土整備事務所長告示第十六号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十一年十月二日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県北本県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十一年十月二日

埼玉県北本県土整備事務所長 榎本 恵 樹

一 道路の種類 県道

二 路 線 名 川越栗橋線

三 道路の区域

旧新別	区	間	敷地の幅員 (メートル)	延 (メートル)	長	備	考
旧A	桶川市大字川田谷字稲荷二八二〇番十六地先から同市大字川田谷字滝の台三五七〇番地先まで		七・〇〇 二二・四〇	八四二・五〇			
旧新B	桶川市大字川田谷字稲荷二八二〇番十六地先から同市大字川田谷字滝の台三五七一番一地先まで		二二・〇〇 五二・〇〇	八七五・〇〇			A及びBは関係図面に表示する敷地の区分であり、Aは桶川市に移管する。県道さいたま鴻巣線と重複

埼玉県北本県土整備事務所長告示第十七号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十一年十月二日から三十日間埼玉県土整備部道路環境課及び埼玉県北本県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十一年十月二日

埼玉県北本県土整備事務所長 榎本 恵 樹

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 さいたま鴻巣線
- 三 道路の区域

旧新別	区	間	敷地の幅員 (メートル)	延 (メートル)	長	備	考
旧A	桶川市大字川田谷字地神三三二九番地先から同市大字川田谷字稲荷二八八四番一地先まで		七・〇〇 二二・四〇	八四二・五〇			
旧新B			二二・〇〇 五二・〇〇	八七五・〇〇			A及びBは関係図面に表示する敷地の区分であり、Aは桶川市に移管する。県道川越栗橋線と重複

埼玉県秩父県土整備事務所長告示第二十一号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十一年十月二日から三十日間埼玉県土整備部道路環境

課及び埼玉県秩父県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十一年十月二日

埼玉県秩父県土整備事務所長 山本 幸夫

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日	備考
百四十号	秩父市大滝字大達原五二一九番二地先から同市大滝字大達原四四九二番二地先まで	平成二十一年十月二日	平成二十年一月八日埼玉県秩父県土整備事務所長告示第二号で告示した道路予定区域の供用開始である。 延長二九〇・〇〇メートル

埼玉県秩父県土整備事務所長告示第二十二号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十一年十月二日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境

課及び埼玉県秩父県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十一年十月二日

埼玉県秩父県土整備事務所長 山木幸夫

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日	備考
百四十号	秩父市大滝字川又岩下三四一六番五地先から同市大滝字栃本白井平下五六九一番一地先まで	平成二十一年十月二日	平成二十年九月二日埼玉県秩父県土整備事務所長告示第四十号で告示した道路予定区域の供用開始である。 延長三五・〇〇メートル

埼玉県川越建築安全センター所長告示第九十八号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

二の二の一部、七二九番二

一 開発許可を受けた者の住所及び氏名
入間郡毛呂山町中央二丁目一番地
毛呂山町長 小沢 信義

二 検査済証番号

平成二十一年九月二十五日
第二一〇〇九三号

平成二十一年十月二日

埼玉県川越建築安全センター所長 若林祥文

埼玉県川越建築安全センター所長告示第九十九号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

兵庫県神戸市北区筑紫が丘五―一四
―一二二
松川 朝光

二 検査済証番号

平成二十一年九月二十八日
第二一〇〇九五号

指令川建セ 第二一〇〇三四〇号

三 開発区域に含まれる地域の名称
比企郡川島町大字中山字中廓一―一六
〇―四、一―六、一―一、一―六、二―二、

一 許可番号

平成二十一年九月十四日
指令川建セ第二一〇〇二九一号

二 検査済証番号

平成二十一年十月二日
埼玉県川越建築安全センター所長 若林祥文

埼玉県川越建築安全センター所長告示第百号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

比企郡川島町大字中山一―六二―一
新井 まさ

三 開発区域に含まれる地域の名称

入間郡毛呂山町大字岩井字鈴鹿六五
五番一の一部、六五五番二、六五六番

一 許可番号

平成二十一年七月二十三日
指令川建セ 第二一〇〇五五〇号

埼玉県熊谷建築安全センター所長告示第百二十六号

都市計画法(昭和四十二年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十一年十月二日

埼玉県熊谷建築安全センター所長

新藤 巧

一 許可番号

平成二十一年九月三日

指令熊建セ第二一〇〇二二二号

二 検査済証番号

平成二十一年九月二十四日

熊建セ第百三十三号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県北埼玉郡騎西町大字日出安字

上一三〇〇番三、一三〇四番五

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県北埼玉郡騎西町大字中ノ目五

九六番四なかのめ宿舍二号棟四〇六号

齋藤 良明

埼玉県教委告示第三十号

埼玉県教育委員会定例会を次のとおり招集する。

平成二十一年十月二日

埼玉県教育委員会委員長

一日時

平成二十一年十月七日 午前十時

二 場所

さいたま市浦和区高砂三丁目十五番

一号

埼玉県教育局教育委員会室

三 議題

当面する教育関係諸問題について

松居 和

発行日	毎週 火曜日・金曜日
購読料金	一年四万三千四百円 (郵便料金を含む)
発行者	埼玉県 さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一〇 四八―八二四―二二二一(代表)
印刷所	埼玉新聞社 http://www.pref.saitama.lg.jp/A01 /BA00/kenpouhome/fr_top.htm
印刷所	関東図書株式会社 さいたま市南区別所三―一―一〇 四八―八六―二二九〇(代表)